

## 第4章 計画の推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

### 1 総合的な推進体制

#### (1) 庁内推進体制による全庁的な推進

性の多様性を尊重した社会づくりの推進に向けて、県庁の関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。

また、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に性の多様性の尊重推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

#### (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映

性の多様性に関する県の取組や知事が提示する議題に関して検討する同推進会議の意見を、積極的に施策に反映させていきます。

### 2 市町村への支援と連携

県民に身近な市町村において、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策が推進されるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

### **3 県民・事業者・民間団体との連携**

県が主催する啓発事業への参加を働き掛けるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発・研修資料の作成・提供、講師派遣、情報提供などを行っていきます。

### **4 計画推進の基盤となる調査研究の実施**

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査研究を行います。

### **5 計画の進行管理**

毎年度、性の多様性に関する施策の実施状況について公表します。

# 計画の推進体制図

